

笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成25年笠間市規則第25号)新旧対照表

改正案	現行
(条例第7条第1項第2号の規則で定める者) 第4条 条例第7条第1項第2号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。 (1)～(8) (略) (9) 前各号に掲げるもののほか、地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壌の汚染_____の防止に関し、地方公共団体と同等以上の能力を有する者として市長が認定した者。 2 前項第9条の規定による市長の認定を受けようとする者は、土壌汚染_____の防止に関し地方公共団体と同等以上の能力を有する者の認定申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 第5条・第6条 (略) (許可申請) 第7条 条例第7条第1項の規定による許可を受けようとする事業主等は、土砂等による土地の埋立て(盛土・たい積)事業許可申請書(様式第7号)に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合には、添付書類の一部又は全部を省略することができる。 (1)～(16) (略)	(条例第7条第1項第2号の規則で定める者) 第4条 条例第7条第1項第2号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。 (1)～(8) (略) (9) 前各号に掲げるもののほか、地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の防止に関し、地方公共団体と同等以上の能力を有する者として市長が認定した者。 2 前項第9条の規定による市長の認定を受けようとする者は、土壌汚染又は災害防止に関し地方公共団体と同等以上の能力を有する者の認定申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 第5条・第6条 (略) (許可申請) 第7条 条例第7条第1項の規定による許可を受けようとする事業主等は、土砂等による土地の埋立て(盛土・たい積)事業許可申請書(様式第7号)に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合には、添付書類の一部又は全部を省略することができる。 (1)～(16) (略)

(削除)

- (17) 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあつては、事業が当該法令等に基づく許認可等を受けたことを証する書類

(削除)

- (18) 事業区域に隣接する者の同意書

- (19) 欠格要件非該当に関する誓約書(事業主等が連署し、印鑑登録されている印を押印すること。)(様式第8号の2)

- (20) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2・3 (略)

(変更許可申請)

第8条 条例第7条第3項の規定による変更の許可を受けようとする事業主等は、事業変更許可申請書(様式第9号)に、前条に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 条例第7条第3項ただし書きの規定による規則に定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 事業を行う期間の変更(当該期間を短縮させるものに限る。)
(2) 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量の変更(当該土砂等の数量を減少させるものに限る。)

(削除)

- (17) 擁壁を設置する場合にあつては、当該擁壁の構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書

- (18) 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあつては、事業が当該法令等に基づく許認可等を受けたことを証する書類

- (19) 埋立て等の区域の地耐力について行った平板載荷試験の結果に関する書類

- (20) 事業区域に隣接する者の同意書

- (21) 欠格要件非該当に関する誓約書(事業主等が連署し、印鑑登録されている印を押印すること。)(様式第8号の2)

- (22) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2・3 (略)

(変更許可申請)

第8条 条例第7条第3項の規定による変更の許可を受けようとする事業主等は、事業変更許可申請書(様式第9号)に、前条に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 条例第7条第3項ただし書きの規定による規則に定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 事業を行う期間の変更(当該期間を短縮させるものに限る。)
(2) 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量の変更(当該土砂等の数量を減少させるものに限る。)
(3) 事業の施工に関する計画の変更(前2号に掲げる事項の変更に

3 (略)

(許可の基準)

第9条 条例第8条第3号の規則で定める基準のうち、有害物質に係るものについては、別表第1の左欄に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる基準とし、水素イオン濃度指数については、別表第1の2の右欄に掲げる測定方法により得た同表の中欄に掲げる基準とする。

(削除)

2 条例第8条第4号の規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。

3 条例第8条第6号アの規則で定めるものは、精神の機能の障害により、事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

4 条例第8条第6号コ及びサの規則で定める使用人は、事業者又は工事施工者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

(1)・(2) 第10条～第22条 別表第1・別表第1の2 (略)

(削除)

伴うものに限る。)

3 (略)

(許可の基準)

第9条 条例第8条第3号の規則で定める基準のうち、有害物質に係るものについては、別表第1の左欄に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる基準とし、水素イオン濃度指数については、別表第1の2の右欄に掲げる測定方法により得た同表の中欄に掲げる基準とする。

2 条例第8条第4号の規則で定める技術上の基準は、別表第2のとおりとする。

3 条例第8条第5号の規則で定める基準は、別表第3のとおりとする。

4 条例第8条第7号アの規則で定めるものは、精神の機能の障害により、事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

5 条例第8条第7号コ及びサの規則で定める使用人は、事業者又は工事施工者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

(1)・(2) 第10条～第22条 別表第1・別表第1の2 (略)

別表第2(第9条関係)

1 埋立て等区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、当該地盤に滑りが生じないよう、くい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。

2 著しく傾斜をしている土地において土地の埋立て等を施工する

場合にあっては、土地の埋立て等を施工する前の地盤と土地の埋立て等に用いる土砂等との接する面がすべり面とならないよう、当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。

- 3 土地の埋立て等の高さ(土地の埋立て等により生じたのり面の最下部(擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の上端)と最上部の高低差をいう。以下同じ。)及びのり面(擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。)のこう配は、次の表のとおりとする。

<u>土地の埋立て等の高さ</u>	<u>のり面のこう配</u>
<u>10メートル以下</u> <u>ただし、たい積においては</u> <u>2.5メートル以下とする</u>	<u>垂直1メートルに対する水平距離が2メートル(土地の埋立て等の高さが5メートル以下の高さであつては、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル)</u> <u>以上のこう配</u>

- 4 擁壁を設置する場合の当該擁壁の構造は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第8条から第12条までの規定に適合すること。
- 5 土地の埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあっては、土地の埋立て等の高さが5メートルごとに幅1メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には、雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。
- 6 土地の埋立て等の完了後の地盤の緩み、沈下又は崩壊が生じないように、原則として直高30センチメートルごとに十分な敷きな

らし締固めその他の措置が講じられていること。ただし、この基準と同等基準により土えん堤を設置する場合は、この限りではない。

7 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の浸食に対して保護する措置が講じられていること。

8 埋立て等区域は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散流出防止のための措置が講じられていること。

9 土砂等をたい積する場合は、その区域と隣接地とは2.5メートル以上の保安距離とり、保安区域を確保すること。

10 たい積を行う場合は、周囲に塀を設けること。塀の材質は、板又はトタンあるいは、これらと同等以上の強度を備えるものであること。また、塀の高さは、たい積の高さと同程度以上とすること。

別表第2(第9条関係)

事業の 施工管 理体制	1 事業を施工するために必要な能力を持った施工管理者が常駐していること。
	2 事業の施工中の、事業の施行に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じる事故又は第三者に損害を与える事故に係る関係者及び関係行政機関との連絡体制を整備するとともに、その内容を作業従事者等に十分周知徹底すること。
	3 事業区域に、人がみだりに立ち入ることを防止するた

別表第3(第9条関係)

事業の 施工管 理体制	1 事業を施工するために必要な能力を持った施工管理者が常駐していること。
	2 事業の施工中の、事業の施行に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じる事故又は第三者に損害を与える事故に係る関係者及び関係行政機関との連絡体制を整備するとともに、その内容を作業従事者等に十分周知徹底すること。
	3 事業区域に、人がみだりに立ち入ることを防止するた

	めのさくを設けること。また、事業区域内を容易に目視できる構造とすること。 4 事業区域への出入口は、原則として1箇所とし、作業終了後は施錠すること。 5 土砂等の事業区域への搬入は、原則として、日曜日・祝日及び年末年始を除く日の午前8時30分から午後5時までとすること。
粉じんの飛散及び雨水等の流出の防止対策	1 粉じんについては、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)の一般粉じん発生施設の管理に関する基準を遵守すること。 2 埋立て等区域内の雨水、浸出水等が適切に排水される設備を設けること。 3 埋立て等区域内へ外部からの雨水等が流入するのを防止できる開きよその他の設備が設けられていること。また、埋立て等区域内から外部へ雨水、浸出水等が流出し、隣接地に雨水、浸出水等が滞水するおそれがある場合には、これを常時排水できる設備を設けること。
騒音及び振動の防止対策	1 騒音に係る規制基準については、騒音規制法(昭和43年法律第98号)及び茨城県生活環境の保全等に関する条例(平成17年茨城県条例第9号)に規定する特定建設作業に準ずること。 2 振動に係る規制基準については、振動規制法(昭和51年法律第64号)に規定する特定建設作業に準ずること。

	めのさくを設けること。また、事業区域内を容易に目視できる構造とすること。 4 事業区域への出入口は、原則として1箇所とし、作業終了後は施錠すること。 5 土砂等の事業区域への搬入は、原則として、日曜日・祝日及び年末年始を除く日の午前8時30分から午後5時までとすること。
粉じんの飛散及び雨水等の流出の防止対策	1 粉じんについては、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)の一般粉じん発生施設の管理に関する基準を遵守すること。 2 埋立て等区域内の雨水、浸出水等が適切に排水される設備を設けること。 3 埋立て等区域内へ外部からの雨水等が流入するのを防止できる開きよその他の設備が設けられていること。また、埋立て等区域内から外部へ雨水、浸出水等が流出し、隣接地に雨水、浸出水等が滞水するおそれがある場合には、これを常時排水できる設備を設けること。
騒音及び振動の防止対策	1 騒音に係る規制基準については、騒音規制法(昭和43年法律第98号)及び茨城県生活環境の保全等に関する条例(平成17年茨城県条例第9号)に規定する特定建設作業に準ずること。 2 振動に係る規制基準については、振動規制法(昭和51年法律第64号)に規定する特定建設作業に準ずること。

交通安全対策	1 道路に進入路を取り付ける場合には、道路管理者と協議のうえ、道路管理者の指示に従うこと。 2 土砂等の搬出入に伴う埋立て等区域からの土砂等のまき出し等を防止し、他の交通の妨げとならないようにすること。 3 搬入経路が通学路に当たるときは、市教育委員会と協議のうえ、登下校時間帯の搬入車両の通行禁止等の必要な措置を講ずること。 4 他の交通に支障があると予想される場合は、交通誘導員の配置や安全施設の設置等の措置を講ずること。
その他 生活環境の保全_____ _____の ための 対策	1 埋立て等区域の周辺の地域の住民の健康及び財産に係る被害を生ずることがないよう、必要な措置を講ずること。 2 埋立て等区域の周辺の地域の公共物、工作物、樹木及び地下水に影響を及ぼし、又は機能を阻害させないこと。また、必要に応じ事前調査等を行うこと。 (削除) (削除) 3 住民の生命及び財産に対する危害又は迷惑を及ぼさないよう、必要な措置が講じられていること。 4 周辺地域の工作物、水域、樹木及び井戸水等に損失を与え、又はその機能を阻害することのないように、必

交通安全対策	1 道路に進入路を取り付ける場合には、道路管理者と協議のうえ、道路管理者の指示に従うこと。 2 土砂等の搬出入に伴う埋立て等区域からの土砂等のまき出し等を防止し、他の交通の妨げとならないようにすること。 3 搬入経路が通学路に当たるときは、市教育委員会と協議のうえ、登下校時間帯の搬入車両の通行禁止等の必要な措置を講ずること。 4 他の交通に支障があると予想される場合は、交通誘導員の配置や安全施設の設置等の措置を講ずること。
その他 生活環境の保全及び <u>災害の防止</u> _____ 対策	1 埋立て等区域の周辺の地域の住民の健康及び財産に係る被害を生ずることがないよう、必要な措置を講ずること。 2 埋立て等区域の周辺の地域の公共物、工作物、樹木及び地下水に影響を及ぼし、又は機能を阻害させないこと。また、必要に応じ事前調査等を行うこと。 3 <u>埋立て等区域の地耐力について平板載荷試験(地盤の支持力を評価する試験をいう。)</u>を1箇所以上行うこと。 4 <u>事業区域と隣接する土地との間は、十分な保安距離がとられていること。</u> 5 住民の生命及び財産に対する危害又は迷惑を及ぼさないよう、必要な措置が講じられていること。 6 周辺地域の工作物、水域、樹木及び井戸水等に損失を与え、又はその機能を阻害することのないように、必

	要に応じて事前調査を行うなど、適切な措置が講じられていること。 <u>5</u> 万一災害が発生した場合は、責任をもってその解決に当たること。 <u>6</u> 事業を中止廃止し、又は完了したときは、建設機材等を使用し、敷均しを行い、十分転圧し、整地すること。 <u>7</u> 事業を施行するに必要な関係法令の規定による手続がなされていること。
--	--

様式第1号～様式第5号 （略）

様式第6号（第4条第2項）

土壌汚染_____に関し地方公共団体と同等以上の能力を有する者の
認定申請書

年 月 日

笠間市長 様

	住 所	法人にあっては主たる事務所の所在地
申請者	氏 名	法人にあっては名称及び代表者の氏名
電話番号		

笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第4条第2項の規定による認定を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 申請者の資本金、基本金その他これらに準ずるものの出資総額及び出資者のうち地方公共団体別の出資金額
(1) 出資総額 千円(年 月 日現在)
(2) 地方公共団体別出資金額

地 方 公 共 団 体 名	出 資 金 額
	千円
	千円
	千円
	千円

	要に応じて事前調査を行うなど、適切な措置が講じられていること。 <u>7</u> 万一災害が発生した場合は、責任をもってその解決に当たること。 <u>8</u> 事業を中止廃止し、又は完了したときは、建設機材等を使用し、敷均しを行い、十分転圧し、整地すること。 <u>9</u> 事業を施行するに必要な関係法令の規定による手続がなされていること。
--	--

様式第1号～様式第5号 （略）

様式第6号（第4条第2項）

土壌汚染又は災害防止に関し地方公共団体と同等以上の能力を有する者の
認定申請書

年 月 日

笠間市長 様

	住 所	法人にあっては主たる事務所の所在地
申請者	氏 名	法人にあっては名称及び代表者の氏名
電話番号		

笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第4条第2項の規定による認定を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 申請者の資本金、基本金その他これらに準ずるものの出資総額及び出資者のうち地方公共団体別の出資金額
(1) 出資総額 千円(年 月 日現在)
(2) 地方公共団体別出資金額

地 方 公 共 団 体 名	出 資 金 額
	千円
	千円
	千円
	千円

合	計	千円
---	---	----

- 2 土地の埋立て等に係る事業の実績
- 3 添付書類
- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 直近の事業年度の事業報告書、財産目録、損益計算書及び貸借対照表

様式第7号・様式第8号 (略)

様式第8号の2 (第7条、第10条関係)

欠格要件非該当に関する誓約書

年 月 日

笠間市長 あて

事業主 住所
氏名
電話番号
工事施行者 住所
氏名
電話番号

(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

私は、笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第8条第6号アからサのいずれにも該当しないことを誓約します。

このことについて、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

なお、必要な場合には、市が茨城県警察本部等へ照会することについて承諾します。

役員又は使用人名簿

氏名 (漢字)	氏名 (ふりがな)	役職名	生年月日	性別

合	計	千円
---	---	----

- 2 土地の埋立て等に係る事業の実績
- 3 添付書類
- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 直近の事業年度の事業報告書、財産目録、損益計算書及び貸借対照表

様式第7号・様式第8号 (略)

様式第8号の2 (第7条、第10条関係)

欠格要件非該当に関する誓約書

年 月 日

笠間市長 あて

事業主 住所
氏名
電話番号
工事施行者 住所
氏名
電話番号

(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

私は、笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第8条第7号アからサのいずれにも該当しないことを誓約します。

このことについて、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

なお、必要な場合には、市が茨城県警察本部等へ照会することについて承諾します。

役員又は使用人名簿

氏名 (漢字)	氏名 (ふりがな)	役職名	生年月日	性別

備考 法人の場合は役員を記入し、個人の場合は使用人を記入すること。名簿の欄に記入しきれない場合には「別紙のとおり」と記入し、名簿を添付すること。

備考 法人の場合は役員を記入し、個人の場合は使用人を記入すること。名簿の欄に記入しきれない場合には「別紙のとおり」と記入し、名簿を添付すること。